横浜市新型コロナウイルス感染症に関する

育施設再開支援補助について R4.4.1時点

1目的

休園した施設の再開のための経費を補助し、早期に安心して再開すること

2 補助 の 条件

次の全てを満たす場合です。

- 施設の児童・職員が新型コロナウイルス陽性となり、横浜市の指示に より休園した。
- 市が指定した休園終了日より2日以上前に 濃厚接触者以外の児童に 一部保育を再開した。

例:4/5火...陽性者が発生し、市との協議の結果、13日水まで休園することとなった。 4/6(水)~11(月)...市が指定した休園期間より2日以上前に 濃厚接触者以外の職員・児童により一部保育を再開した場合 →補助対象となります。 ※土曜で利用者がいない場合でも、申し出があれば保育の 提供ができる状態を整えていたということであれば補助対象です。

4/12/火以降...保育を再開した場合 →補助対象外になります。

早期再開のための経費(※人件費は対象外です。)

例:感染症対策に資する消耗品などの購入費(単価が30,000円以内のもの※税抜き) 専門消毒委託費、PCR検査費用、抗原検査キット購入費

4 補助 上限額

補助率

申請可

能回数

3対象

経費

同じ月内で1回休園した場合:補助上限は30万円 同じ月内で複数回休園した場合:補助上限は60万円

※「2補助の条件」を満たしている休園であること

※なお補助率は施設が支払った額の3/4です。

例:①1回休園し消毒薬などを40万円分購入した場合の補助額

→40×3/4=30万円

②同じ月内で3回休園し消毒薬などを計100万円分購入した場合の補助額 →100×3/4=75万円→上限の60万円が補助額

同じ月内で複数回休園した場合、そのたびに申請することはできません! 同じ月内の補助申請は1回にまとめてご申請ください。

5 補助 対象

休園した日から3週間※ ...**この期間に発注し、かつ納入または実施が完了**したものが対象です。

※3週間...日曜・祝日・12月29日~1月3日を除いて18日

※同じ月内に2回休園した場合は、1回目の休園開始日を起点とし、2回目の休園開

始日から3週間後までに発注し、かつ納入または実施が完了したもの

例:1回目の休園...4月5日から休園 2回目の休園...4月30日から休園 →補助対象期間は4月5日~5月24日

6申請 通常どおりの保育を再開した日から起算して3か月以内。(消印有効) ※一部保育の再開日ではなく、完全に保育を再開した日から起算してください。 期限

※複数回休園している場合は、最後の休園において「通常通りの保育を再開した日|を起算日

としてください。

①保育・教育運営課に「交付申請書兼実績報告書」 7手続 (様式1)を提出

②市から交付決定通知兼額確定通知書を発出

③保育・教育運営課に「請求書」(様式3)を提出

※請求書の様式は交付決定通知書に同封して送付いたします。

申請先

きの流

れ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 施設再開補助担当 671-3564 ※郵送申請となります。郵送先は、申請用のExcelに掲載してあります。